

ID: 700

担当部署: 総務部危機管理課

処分の概要	居住者等への水防業務従事命令		
法令名 根拠条項	水防法 第24条		
法令番号	昭和24年法律第193号		
【基準】 法第24条の規定による。 (居住者等の水防義務) 第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日